

## 第21回西和賀町議会定例会

令和4年9月8日（木）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は11名であります。

深澤重勝君から欠席の旨の届出があり、これを受理しております。

会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、報告第1号 令和3年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいま上程になりました報告第1号 令和3年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告いたします。

2枚目を御覧ください。今回報告する健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額がいずれも黒字であり、比率は発生していません。

当該地方公共団体の一般会計等が負担する借入金、地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標と

言われている実質公債比率は、早期健全化基準の25%より12.2ポイント低い12.8%で、地方債の返済に充てたと認められる繰出金の増加などにより、昨年度比1.6ポイント増加しております。

地方公共団体の一般会計等の借入金、地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標と言われている将来負担比率は、早期健全化基準の350%より270.6ポイント低い79.4%で、基金残高の増加などにより、昨年度比6.2ポイント減少しております。

次に、もう一つの公営企業会計資金不足比率は、各特別会計において資金不足を計上しておりませんので、比率は発生しておりません。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は承認を求める事案ではなく、報告事項であります。

以上で報告第1号 令和3年度西和賀町健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の状況についての報告を終わります。

日程第2、報告第2号 令和3年度西和賀町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました報告第2号  
令和3年度西和賀町一般会計予算継続費精算報告書について説明いたします。

学校給食調理場整備事業につきましては、予算区分として、令和2年度、3年度の2か年の継続費予算で対応してまいりましたが、令和3年度をもって継続費に関わる全体計画期間が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費に関わる精算報告を行うものであります。

学校給食調理場整備事業として継続費の全体計画に盛り込んだ内容は、建設用地造成工事、西和賀町総合給食センターの建築工事、電気設備工事、機械設備工事、厨房設備工事、施工管理業務委託、厨房関係、事務用品、備品、給食運搬車、除雪機の購入などです。事業費は、実績額で8億8,334万5,576円となっております。

なお、本継続費のほか、設計業務委託などを合わせた総事業費は9億322万376円となりましたことを申し添え、報告といたします。

議長 報告が終わりました。

これに対する質疑があれば、質疑を許します。  
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は承認を求める事案ではなく、報告事項であります。

以上で報告第2号 令和3年度西和賀町一般会計予算継続費精算報告書についての報告を終わります。

日程第3、議案第1号 西和賀町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号

西和賀町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令において、引用する租税特別措置法及び租税特別措置法施行例の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 税務課長。

税務課長 おはようございます。それでは、私から条例の内容について説明いたします。

この条例は、令和3年9月議会において、これまでの過疎地域自立促進特別措置法に代わり、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例として制定されたものです。

今回の一部改正は、租税特別措置法施行令第28条の9第10項に規定された資本金の額等の略称規定が同条中の第10項第1号に移動したことによるものです。

次に、附則についてであります。この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 西和賀町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号 西和賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 西和賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。それでは、条例の改正内容について説明いたします。

今回の改正の主な内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、柔軟化及び育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置などです。

なお、改正部分には下線を引いてありますが、法律改正に伴う条文の内容整理や号数の改正など、内容が大きく変わらない部分については割

愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

1ページを御覧ください。第2条では、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する改正内容となっております。現行では、育児休業を取得できる要件として、任命権者を同じくする職、特定職といいますが、これに引き続き在職した期間が1年以上であることと規定しておりますが、この取得要件を削り、新たに子の出生の日から57日間の期間内の育児休業を規定し、その期間内に育児休業をしようとする場合の非常勤職員の任期の満了日を当該期間の末日から六月を経過する日とするものです。

3ページをお開きください。第2条の3では、非常勤職員の育児休業の取得を柔軟化する改正内容となっております。現行では、1歳から1歳6か月に達するまでの子に係る非常勤職員の育児休業の取得要件を子の1歳到達日において育児休業等をしており、その翌日を育児休業の初日とする育児休業をする場合と規定しておりますが、子が1歳以上1歳6か月未満の期間の間に配偶者と交代して育児休業が取得できるよう改正するものです。

5ページをお開きください。第2条の4では、1歳6か月から2歳に達するまでの子に係る非常勤職員の育児休業の取得要件を規定しており、第2条の3同様に、子が1歳6か月以上2歳未満の期間の間に配偶者と交代して育児休業が取得できるよう改正するものです。

8ページをお開きください。第21条及び第22条については、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置の規定を追加するものです。第21条では、妊娠または出産等についての申出があった職員に対しては育児休業に関する制度等を周知するとともに、育児休業の意向を確認するための面談等の措置を行うことを規定しております。

第22条では、育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう、職員に対する育児休業に関する

研修の実施、相談体制の整備、勤務環境の整備に関する措置を講ずることを規定しております。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年10月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 西和賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、令和4年度の上半期における事務事業の執行状況を精査し、下半期に向けて調整を行うとともに、緊急性が認められるもの等を中心に予算を調製しようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ1億2,270万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,447万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、地方債の補正については、第2表、地方債補正のとおり、町道舗装改良事業費として730万円を追加し、ほか2事業については限度額をそれぞれ変更するものであります。

主な補正の内容は、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,698万8,000円、町道舗装改良事業3,000万円、町道除排雪業務委託料3,495万8,000円、道路除雪車両管理費900万円、西和賀高校魅力化支援事業1,264万円、中学校施設管理費1,873万8,000円を増額し、除雪機械整備事業5,198万9,000円を減額しようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 おはようございます。それでは、補正予算の詳細について説明します。

歳出から説明いたします。11ページからになります。初めに、予算全体になりますが、職員人件費については、人事異動に伴い、調整を必要とする部分について行うものです。

なお、人事異動に伴う全体の調整につきましては、例年どおり12月補正で対応する予定としております。

それでは、主な補正内容について説明いたします。12ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、総務事務費、18節負担金、補助及び交付金114万6,000円の減額は、非常勤職員公務災害補償の制度改正により、負担金について、災害補償を受けた年度の翌年度に負担することとなったため減額するものです。5目財産管理費、湯田庁舎等管理費、12節委託料258万8,000円の増額は、冬期間の駐車場排雪業務に

係る委託料になります。

13ページを御覧ください。6目企画費、第三セクター経営改善事業100万円の増額は、一般国道107号の仮橋開通に合わせ、道の駅錦秋湖を再開するに当たり、株式会社西和賀産業公社が行う宣伝告知及びイベント開催に要する経費に対し補助するものです。8目自治振興費、地域づくり推進事業、18節負担金、補助及び交付金138万2,000円の増額は、新町公民館の改修に係る経費を見込むものです。

16ページをお開きください。3款1項2目高齢者福祉費、高齢者生きがい活動促進事業200万円の増額は、大野自治協議会が取り組む高齢者が地域内の農業生産を中心とした各種活動に参加できる居場所づくりや高齢者が持つ技術継承など、高齢者主役の地域活動に対し補助するものです。3目障害者福祉費587万9,000円の増額は、障害者自立支援給付事業等に係る国、県への過年度返還金になります。

18ページをお開きください。4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,698万8,000円の増額は、オミクロン株に対応したワクチン接種に要する経費を見込むものです。

21ページをお開きください。6款1項3目農業振興費、地域おこし協力隊招聘事業135万9,000円の増額は、協力隊を新たに1名採用することから、その経費を見込むものです。2項2目林業振興費、林道維持管理費155万4,000円の増額は林道萱峠線支障木撤去と併せて林道の刈り払いを行うものです。

22ページをお開きください。8款2項2目道路維持費、道路維持車両管理費340万円の増額は、除雪トラックの車検整備等に係る修繕料になります。町道舗装補修事業は、町道の損傷箇所修繕に要する経費として300万円、舗装補修用資材購入に係る経費として23万8,000円を増額するものです。道路安全施設整備事業は、道路の防護柵等、安全施設の修繕に要する経費

として100万円を増額するものです。道路環境整備事業204万9,000円の増額は、町道高下線、安ヶ沢線、下の沢線及び下前相沢線の路面補修及び路肩を修繕するものです。町道舗装改良事業3,000万円の増額は、今年度購入予定だった除雪ドーザの入札が不成立となったことから、事業間の調整を行い、町道東側幹線等の舗装改良事業を行うものです。

3目道路除雪費、道路除雪総務費3,290万9,000円の増額のうち、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の合計557万3,000円の減額は、町道除排雪作業委託に伴う雇用に係る費用の減額になります。12節委託料、町道除排雪業務委託料3,495万8,000円の増額は、貝沢地区と耳取地区の委託及び除排雪作業員の委託を行うものです。13節使用料及び賃借料310万円の増額は、除排雪用のダンプトラック及びブルドーザー等の賃借料になります。道路除雪車両管理費900万円の増額は、車両修繕に要する経費等を増額するものです。除雪機械整備事業5,198万9,000円の減額は、今年度購入を予定していた除雪ドーザが入札の成立により購入できなくなったことから減額するものです。

24ページをお開きください。5項1目住宅管理費、住宅維持管理費、10節需用費、修繕料165万9,000円の増額は、住宅の修繕及び撤去に伴う修繕費を補正するものです。

25ページを御覧ください。10款1項2目事務局費、西和賀高校魅力化支援事業、12節委託料144万円の増額は、男子の下宿委託料に不足が見込まれることから補正するものです。18節負担金、補助及び交付金、西和賀高校魅力化支援事業補助金120万円の増額は、西和賀高校の語学研修に要する費用を補助するものです。西和賀町学生寮整備事業費補助金1,000万円の増額は、自宅から西和賀高校に通学することが困難な生徒の居住環境を整備するため、学生寮を提供、運営する事業者に対し補助するものです。

26ページをお開きください。2項1目学校管

理費、小学校管理総務費、17節備品購入費131万1,000円の増額は、沢内小学校の牛乳保冷庫が10月末でリース満了となることから、新たに業務用冷蔵庫を購入するものです。小学校施設管理費、14節工事請負費296万6,000円の総額は、雪害により沢内小学校渡り廊下の壁に亀裂が入っていることから、補強工事を行うものです。また、旧沢内学校給食共同調理場については、電力容量変更工事を行い、電気量の削減を図るものです。

3項1目学校管理費、中学校施設管理費、10節需用費、修繕料378万1,000円の増額は、湯田中学校及び沢内中学校のオイル配管修繕と、沢内中学校屋上のドレン配管が経年劣化により破損したことから修繕するものです。12節委託料及び14節工事請負費の合計1,495万7,000円は、沢内中学校の防火設備点検の際、指摘を受けた防火扉の更新工事を行うものです。

27ページを御覧ください。4項6目文化創造館費、文化創造館管理費、10節需用費、光熱水費157万円の増額は、電気料の値上がりにより、今後不足が見込まれることから補正するものです。5項2目体育施設費、プール管理運営費、12節、屋内温泉プール指定管理料141万5,000円の増額についても、電気料の値上がりにより、今後不足が見込まれることから補正するものです。

次に、歳入ですが、9ページを御覧ください。15款1項6目土木費使用料99万7,000円の増額は、若者定住促進住宅湯本団地の使用料になります。7目教育費使用料20万円の増額は、銀河ホールの貸し館利用増加に伴い補正するものです。

16款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金784万3,000円の増額及び2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費896万3,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に対しての国庫負担金及び補助金を

財源として見込むものです。2項2目民生費国庫補助金、地域生活支援事業費200万円の増額は、高齢者生きがい活動促進事業に対する国庫補助金になります。4目土木費国庫補助金、町道舗装改良事業費1,629万7,000円の増額及び除雪機械整備事業費2,266万6,000円の減額は、歳出でご説明しました事業の調整に伴うものです。

18款2項1目不動産売払収入330万7,000円の増額は、町有林の流木売払い分を収入として見込むものです。

10ページをお開きください。19款1項1目一般寄附金100万円の増額は、匿名で町立西和賀さわうち病院のために使ってほしいとの希望があったことから、一般寄附として受け入れるものです。

20款1項1目基金繰入金150万円の総額は、森林整備促進基金から繰り入れ、林道維持管理費の財源に充てるものです。2項1目他会計繰入金717万8,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計からの繰入れになります。

21款1項1目繰越金1億623万2,000円の増額は、9月補正予算の財源に充てるものです。

22款4項1目雑入のうち、建物災害共済金283万3,000円は、沢内小学校の渡り廊下修繕分として見込むものです。また、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度返還金として238万1,000円を見込むものです。

23款1項3目土木債1,560万円の減額は、町道舗装改良事業と除雪機械整備事業との事業調整を行ったことによるものです。

それでは、戻っていただいて6ページをお開きください。第2表、地方債補正になります。初めに、追加ですが、町道舗装改良事業費に充てるため、合併特例事業債730万円を追加するものです。

次に、変更は、2事業の限度額をそれぞれ変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法について

ては、補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず初めに、13ページ、地域づくり組織一括交付金ということで、新町の集会所修繕分138万2,000円ということで今回補正をされるわけですが、新町の公民館の中で集会所の分についての修繕の金額だというふうに理解をしますが、あの建物の中で地域の集会所の分、そうではない地区公民館とか、前は地区公民館であった場所かと思いますが、その分の分け方というか、そういったことの行政のまず基本的な考え方を伺いたいと思います。

次に、23ページ、建設課関係であります、まず第1点が町道除排雪業務委託料で3,495万8,000円ということで今回補正をされておりますが、貝沢と耳取の路線だということでご説明いただきましたが、その詳細について伺いたいと思います。

もう一点がその下の除雪機械整備事業で、今回入札不調でドーザ更新がかなわなかったということの予算の組替えのようではありますが、今まで除雪機械の入札で不調等はなかったということだというふうに私は記憶しておりますが、順調に、計画的に機械も更新をされてきたということではありますが、今回の不調については、その原因というか要因はどういったことが影響しているというふうに捉えているのか。また、来年以降の機械更新については、その影響がないのか、その辺の見込みについてお聞きしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それで

は、最初の質問の自治振興費の地域づくり推進事業、負担金、補助及び交付金、地域づくり組織一括交付金（集会所新町分）ということでお答えしたいと思います。

この修繕につきましては、昨年9月に修繕を希望する公民館ということで各公民館から見積りを徴収して、その額を予算措置ということでした部分もありますし、新町につきましてはまず規模的なものもありますし、あと耐震の関係ですとか、あとやはり外壁の関係とか、結構大きな額の修繕がかかるというようなこともあり、地区のほうから1年間ほど期間を設けて、検討委員会を立ち上げながら検討していきたいというような話を受けて、まず当初予算では予算措置は行っていないものでした。

9月を迎えまして、新町地区のほうからも話合いの結果、当初見込んだ修繕額172万7,484円ほどあるのですけれども、その8割分について修繕を実施するというような判断をされたということで、まず今回この9月の補正予算に計上させていただいたというものです。

建物自体どこで区分するかということではなく、あの建物自体が新町地区の集会所ということで、まず地区と町のほうでもそのように理解しているところでございます。

以上です。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、道路除雪費の町道除排雪業務委託料についてお答えいたします。

町道除雪につきましては、ご承知のとおり、これまで町が直接作業員を雇用しまして、いわゆる直営で行ってきておりましたが、これまでの議会でも度々説明してまいりましたけれども、除雪作業員の確保が年々困難になってきておまして、昨年度もぎりぎりの人数で何とか昨シーズンをやり過ぎましたけれども、今年はさらに人数確保が難しくなるという予測があったことから、今年度から一部路線についての委託化に踏み切ったところでありまして、それに係

る予算を今回お願いしているところでございます。

それで、今回委託する路線ですけれども、沢内の一番北の貝沢地区で、今まで貝沢基地でカバーしていた路線、それから湯田の耳取地区、耳取基地でカバーしている路線について、町内の建設業者のほうに業務委託を行おうとするものでございます。具体的には、予算をお認めいただければ、いろいろ契約等のやり方をこれから検討してまいりますけれども、県土木のほうでも一部業者委託を行っておりますので、あるいは他市町を参考にしながら、これからシーズンに向けて準備を進めたいと思っておりますのでございます。

それから、除雪機械整備事業の減額でございます。除雪ドーザ型のロータリー車を購入する予定でありましたけれども、先ほど議員、入札不調とおっしゃいましたけれども、正確には入札不成立ということで、4業者指名しましたところ3業者から辞退の申出がありまして、1業者しか残らなかったため、入札が行えなかったということで入札不成立となったものでございます。

その辞退した業者から事情を聞いたところ、辞退の理由は年度内に納車できないと、納車できる見込みがないことから辞退に至ったということでございました。年度内に納車できない原因ですけれども、これは昨年度からもそうだったんですけれども、やっぱり半導体不足、それからいろいろウクライナ情勢とか出てきて、どうしても年度内の納車は難しいということでございました。

ちなみに、昨年度もロータリー車を購入しておりますけれども、それは今年に、今年度に繰越しになって、つい先日納車になったばかりでございまして、状況がそういう状況でございまして、今回やむを得ないと判断して、来年度以降での購入を予定しているものでございます。

以上でございます。

議長 淀川豊君。

10番 まず、新町地区の修繕分ということですが、お話を聞くと、どの部分が集会所の部分という、そういうような区分けはないと、全部がその集会所であるということだというようにお話を受けましたが、ちょっと分かりにくいというか、あやふやな感じだなというふうに思いますが。これは、そうするとこの138万2,000円以外の修繕については、町独自で耐震を含めて今後対応するということのお考えでいいのか、その辺の確認と、除雪機械の整備事業については理解をしました。町道除排雪の業務委託についても理解をしたのですが、これはやはり委託の状況については、県では時間当たりの単価で契約をしながら、ワンシーズンで契約をしているような状況ですが、大体同じように時間単価という形、一式ではなくて、そういった形で委託契約になるのか、その辺の確認をお願いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

新町地区の公民館というか、地区公民館という位置づけでありましたけれども、まず公民館というのは条例が廃止されて、集会所になったということでございます。それで、今建っている建物自体がまず集会所という位置づけになると思っておりますというか、なります。そこの集会所の修繕について、必要な修繕箇所についてまず地域から話を聞いてというか、見積書を頂いた額について町で予算措置をするものになっているので、今回はその分を措置させていただきたいというものでございます。

あと、耐震の関係につきましては、当初確かに耐震診断というような形で実施して、やはり必要性があるのではないかとというふうなことからなっておりますけれども、その基準自体というのがそもそも学校という施設を考えた場合の基準、 $I \leq 0.7$ 以上というようなことだったのですけれども、今回この集会所という位置づけ、



公民館としての位置づけでもですけれども、基準は0.6まで大丈夫であるというふうなことが確認されたことを受けまして、緊急性というのはまずそれほど高くはないというような部分から、今回は地区との話合いの中で必要な修繕について実施しようということになりました。引き続き、やっぱりあの建物自体も古いですので、経過を確認しながらということになりますけれども、まずそういう形で今回は修繕を行いたいというふうに思っております。

以上です。

議長 建設課長。

建設課長 町道除排雪業務委託料についてのご質問にお答えいたします。

結論から申し上げまして、議員おっしゃるように、県土木で行っている委託費の積算と同じように、同様に考えて、基本的には同様にやろうと思っております。ちなみに、今回予算の要求に当たって過去5年間の稼働実績を計算しまして、その平均値の時間数をもって今回予算をお願いしているところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 回数制限あるので、最後にしますが、除雪業務の委託料については理解をしました。その新町の集会所修繕分ですが、するとまず今回138万2,000円ということで修繕費が出て、今後新町の集会所に関する修繕分の費用は発生しないということなのですか、度々これから、例えば地区集会所でいくと、多分川舟とか、ほかの同じような状況の施設もあるかと思うのですが、ほかの集会所については一括交付金でかかる分、1回でまず交付されるような状況だと思うのですけれども、例えば今まで地区館で、大きな建物のところは予算が決まっていなかったというような、当初予算で決まっていなかったような状況だと思うのですが、今回の新町の集会所の修繕は138万でまず終わりということの考え方ですか。それとも、度々これからもまだかかり増ししていくということなのですか、その辺に

ついてお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

新町の集会所を含め、ほかの集会所につきましてもおおむね10年先を見込んだ修繕ということで、予算措置というか見積りをいただいたということで捉えておりますので、この額がまずその10年を見込んだというものになります。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 私からは、3点お聞きしたいと思います。

16ページの高齢者生きがい活動促進事業、国庫補助なようですけれども、この具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

あとは、21ページの地域おこし協力隊、農業振興課に来られるようですけれども、この方、どのようなことを目指してこちらに来られるということなのか、そのことについてです。

27ページ、文化創造館の管理費、電気料金の値上げということで、たしかもう一つも同じような理由で補正が出されているようです。この電気料金についてなのですけれども、我々一般家庭のほうにも東北電力さんのほうから、12月から1.5倍ほど値上げするというようなお知らせというのは届いております。役場のほうでも、この今補正に上がったほかにもいろんな施設を抱えていると思うのですけれども、今後12月に向けても、かなりほかの施設でもこのような補正を組んで維持していかなければならないのか、その点についてお伺いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 私のほうからは、16ページの高齢者生きがい活動促進事業の内容について答弁させていただきます。

まず、こちらの高齢者生きがい活動促進事業については、議員さんがおっしゃるように、国庫補助になります。まず、事業の目的ということで、この事業については地域社会の中で役割を持って生き生きと生活できるよう、有償ボ

ランティアの活動など、いろいろな様々な活動を行って、自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービスの基盤となる活動を促進するため、活動を行う団体等を支援することを目的にということで助成する事業になります。

今回まず、国庫補助100%ということで、200万円上限というところになります。助成期間は1年以内ということで、継続ではなく、まず今回は立ち上げ等の支援を目的にしているということで、単年で、それ以降は活動を継続することが条件ということになっております。

今回大野地区協議会さんのほうから要望がありまして、まず取り組む内容というところで、高齢者の方々がその地域内で農業生産を中心とした各種活動に参加できる居場所づくりや、それから高齢者が持つ技術継承など、高齢者が主役になって地域活動に対して実施する事業ということで、それぞれ活動内容を掲げていただいて、それについて国のほうに申請をして、今回内示をいただいたということになります。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、2つ目の質問、地域おこし協力隊の件で、農業振興課採用分ということでお答えをしたいと思います。

今回採用される方は、愛知県出身の方ということになります。米をはじめとする穀類を中心として取り組んで、ほかになのですけれども、みそ等の加工と申しますか、そういったことにも力を入れて、加工生産といったことにも挑戦をしてみたいというふうなお話をしております。西日本出身の方ということで、我々と視点が違うということで、いろいろなご指摘ですとか、様々教えていただけることがあるのかなと思って期待をしているところでございます。

以上でございます。

議長 総務課長。

総務課長 電気料金の増額等、値上げに関しては、全体的な部分ということで、私のほうからお答

えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、町のほうにも東北電力株式会社から、電力の契約分の値上げの実施ということでの通知は来ております。値上げの理由については、ロシアのウクライナ侵攻を受け、世界的に全ての燃料費の価格が急騰し、また2021年2月及び2022年3月の地震により、一部火力発電所の停止が継続しており、代替の電力を調達する必要がある中で、卸電力取引市場の価格が高止まりし、電力調達コストなど、燃料費調整制度が調整できない、コストが大幅に増加している状況にあることから、今後引き続き安定して電力を届けていくために値上げをせざるを得ないというふうな内容となっております。

今後も電力事情については不安定な状況が続くことが想定されることから、各種電力の供給会社がありますので、そちらのほうの情報を常に気にしながら対応していく必要があると考えております。

また、施設全般についてですけれども、やはり節電に努めながらということでの対応も必要であると思います。そして、予算の面についてですけれども、今後の電気の使用実績、支払い実績等を確認しながら、不足する場合については補正予算で増額等することもあると考えておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと考えております。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 電気については、そのとおりでと思います。12月からということが、このように予告というか、来ておりますので、今課長おっしゃられたように、やっぱり節電に努めていただきたいと思いますし、庁内でできることを庁内で確認して、なるべく節電にも努めていただきたいと思います。

高齢者生きがいの活動については、今回が初めて町内で採択されたということなのか。ほか

の地域でももし取り組むような可能性があるのであれば、町民にも広くお知らせ願いたいですし、その点についてお願いいたします。

あと、地域協力隊についてですけれども、今までも、農業関係でも地域協力隊に来ていただいております。なかなか町内の農業、後継者不足とかとされている中で来ていただくのは、非常に貴重な人材です。しかしながら、現在来ている方の中でも、なかなかうまくいかない部分とかも聞きますので、何とか3年後には定住して下さるようなバックアップを掲げて、していただきたいと思っております。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 生きがい活動促進事業について、町内のほうで初めての採択かというご質問につきましては、今回町内での初めての採択ということになります。今後につきましては、今回の高齢者生きがい活動促進事業については町として初めての取組になりますので、この活動を通してモデル事業という形で進めていきたいと考えておりますし、同様に、このような活動に地域のほうで積極的に取り組みたいというお話がいただければ、こちらとしても支援をしていきたいと考えておりますので、また来年度、1年に1回の募集になりますので、来年度募集をかけたいと考えております。

あと、実はそのほかの事業で助成していると、重なって難しいということでしたので、中山間直接支払いだとか、あとはこちらのサロン事業だとかというのと重ねてやっている部分についてはちょっと難しいというところ、分けてそれぞれ事業を実施しなければならないという点もありますので、その辺りを検討していただきながら、進めていただければと思っております。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 ありがとうございます。今回採用する地域おこし協力隊、要望を踏まえながら課としてしっかりバックアップをして、定着していただけるように頑張りたいというふうに思い

ます。やはり農業労働力といいますか、農業後継者ですか、として貴重な存在ということは認識をしておりますので、頑張りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 議案審議の途中でありますので、ここで換気のため11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

刈田敏君。

1番 3点ほどお伺いいたします。

1点目としては、13ページのこの第三セクター、産業公社のイベント等ということでした。これ詳細ちょっとお伺いいたします。

それから、24ページの住宅管理費のその修繕料、これについてもちょっと詳細お伺いいたします。

あと、1点目は、さっきの新町の公民館のあれでしたけれども、その数字、0.6ということで判断したわけですけれども、どれぐらいの判断なのかということです。地震にすればどれぐらい大丈夫ですよということです。それとあと、そういうことに関してちょっと情報なかったのですけれども、地区との話合いがされたということですが、そこは確認しておきます。

それから、おおむね10年ということで、これ非常に大きな問題だと思うのですけれども、今各地区で直していると思っております。地区の負担が200万とかという話も聞いています。おおむね10年というのは、これどういうことで進めていくのか、その前にどれぐらい壊れたら直すのか、もう手かけませんよ、地域で後はやってくださいという話なのですか。その辺確認します。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、私のほうからは第三セクター経営改善事業、株式会社西和賀産業公社事業展開推進補助金の内容について答弁したいと思います。

います。

西和賀産業公社の経営は、新型コロナウイルスの感染拡大による入り込み客の減少並びに一般国道107号の通行止めによる道の駅錦秋湖休止の影響を受けまして、非常に厳しい経営状況が続いておるところでございます。現在、一般国道107号につきましては、仮橋の建設が急ピッチで進められておりまして、聞くところによりますと、11月末から12月頭には仮橋が完成し、開通が予定されているというふうに聞いております。

産業公社からは、その仮橋開通に合わせまして、これまでお待ちいただいておりますお客様や応援をいただいた多くの皆様に感謝の気持ちを伝えるための営業再開イベントを開催したいということでの事業計画の提出が町にございました。内容を精査した上での補助ということになります。

その事業の内容でございますが、期間はまず開通になってから5日間ほどの、できれば土日含めた形にしたいのですが、を予定してございます。営業再開イベントの内容ですが、来場者プレゼント、あとは抽せん会、あとお振る舞い、あとは出店、そういったものがイベントの内容でございますし、併せてその広告の分としては看板設置、あとチラシやポスター、新聞折り込みなども考えてございます。あと、広く伝える部分としては、ラジオ等での広告も考えてございます。そういった中での補助額100万円という内容になってございます。

以上でございます。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、24ページの住宅費の修繕料についてお答えいたします。

今回修繕料、予算をお願いしておりますものでございますが、今入居されている住宅に関わる修繕と、それから退去が決まっている部屋が何室かありまして、その退去に伴っての修繕を今回お願いしているものでございます。

大きいのは、退去に伴うものでして、特に居住年数が長い方がいらっしゃって、その方の退去が決まっております、居住年数が長くなりますと、どうしても修繕もかさむものですから、今回このような額になったものでございます。

以上でございます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、新町公民館の関係についてお答えしたいと思いますけれども、少し説明いたしますと、平成25年に建築物の耐震改修の促進に関する法律というのが改正されて、まず3階かつ1,000平方メートル以上の大規模な建築物等の耐震診断が義務化されたということでした。平成27年末までに耐震診断を行って、所管する行政官庁に報告するよう自治体に通知がまずされたということでございます。

町の公民館では、耐震改修促進法で義務づけられているような3階かつ1,000平方メートル以上の施設はありませんでしたけれども、診断のための財政措置もあったためというふうに考えられますが、比較的古くて大きな施設であった公民館がまず平成25年2月に診断されたということになっております。

学校と同等の厳しい基準で見た場合には、新町地区の公民館の1階及び2階部分というのがやっぱり耐震補強の必要性というのが出てくると思います。まずそういう施設ではなく公民館施設ということで、基準は0.6以上というようなことになっております。

ちなみに、I sのその目安という部分でいきますと、0.3以上0.6以下という部分については危険性があると、震度6から7程度の規模の地震に対してですけれども、0.6以上であれば、地震に対して倒壊または崩壊する危険が低いというようなことになっているものです。

公民館の修繕に関しては、昨年からまず各地区に入りながら、集会所として地区のために活用していくということで検討していただき、ど

れくらいの費用がかかるかという部分についても見積りを提出いただいております。その際にも、期間としてまず当面というか、10年程度の期間でまず維持できるような修繕を行いたいというふうに話をしてきたものでございます。そのようなことから、地区からいただいた見積りの額を当初予算のほうに計上いたしました。新町地区につきましてはある程度期間を設けて、地区でも検討したいというようなことから、まず当初には計上しなかったという経緯でございます。今回、9月補正予算に当たり、新町地区の役員のほうからも話をいただいて、まず措置いただいて、修繕に着手したいというふうな話をいただいたところでございました。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 ちなみに、その前のやつですけれども、今回修繕するのは何部屋なのかということをお聞きしておきたいと思えます。

イベントについては、補助ということでありますけれども、これやっぱり町のほうも参加していくのかな。その辺をちょっとお伺いしておきます。

あと、公民館の耐震です。震度6から7ぐらいであれば大丈夫だから、まず大丈夫だろうということだと思います。それぐらいだと、新町公民館以外のところも同じようなレベルかなとは思いますが、そういう意味では分かりませんが、10年程度ということで、もう一回あれなのですけれども、今見積りを出して、10年程度、直したいところはどれぐらいありますかということには理解していると思うのですが、例えば想定外の場合だとしたら、町としてはどのような考え方でいくのか、それだけ確認しておきたいと思えます。

議長 建設課長。

建設課長 住宅費の修繕料、件数ということでございましたけれども、現在入居中に関わる修繕が4戸、それから退去に関わる修繕が3戸を予

定しているものでございます。

議長 企画課長。

企画課長 私のほうからは、営業再開イベントへの町の協力という部分でのご質問かと思えます。こちらの部分につきましては、計画の練の部分から町のほうは参加させてもらってございまして、今後実働、本当のイベント開催の際も、人的な部分での必要な部分につきましては協力は惜しまないものというふうに考えてございます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、公民館から集会所ということですが、その部分については説明は、先ほどから話をしておりますとおり、10年間をめどにというような形では進めているものです。

ただし、やはり想定外の事情というのはあると思えますし、少なくとも一部、例えば耐震基準に引っかかっているというような部分もあったりとか、あと大規模で、それこそ本当にまず負担がかなり膨れ上がるというような可能性がある修繕というものも出てくるかもしれません。いずれそういう場合につきましては、まず地区と町のほうで相談しながら、その対応について当たっていくものになると思えます。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 何ページとは言えません。先ほど電力の値上げの話がございました。何年か前に実は、西和賀町では新しい電力会社と契約になっていると思えますけれども、今もその会社が、かなり大々的に国内では撤退している会社もあるようですけれども、西和賀町に全く影響がないのかということと、今の値上げは東北電力から来ているのか、それとも新しい会社から来ているのか、どちらか。その詳しいことをお知らせください。

議長 総務課長。

総務課長 お答えしたいと思います。

町のほうでは、平成26年4月から、先ほど言

いましたように、新電力事業者のほうから提案を受けて見積り合わせを行い、電気量の削減が図られるということで、平成26年4月から日本ロジテック協同組合と高压電力供給、町内の17施設になります、の契約を締結しております。その後、会社のほうが事業停止となって、新たに新電力事業者から見積りを徴収し、平成28年4月からは株式会社みらい電力のほうと契約をしておりますし、令和4年4月9日からは株式会社みらい電力の親会社であるリニューアブル・ジャパン株式会社と現在電力供給の契約を締結しているところであります。

先ほど言いました新電力会社、新電力事業者と契約している部分についてですけれども、これは高压電力の部分で、主な施設としましては西和賀町役場、西和賀町役場の湯田庁舎、あと湯田中学校、沢内中学校などの小中学校施設、あと先ほどお話ありました文化創造館銀河ホールなど、17施設と契約をしております。その後、これまで川尻体育館もその施設に入っておりますけれども、現在使用していないということで契約解除している部分もありますし、あと照明をLEDに替える際に提案をいただき、その電力の供給会社自体も変更しているという施設もあり、現在では14施設と電力供給の契約を締結しているところであります。

先ほどお話しした値上げの部分については、東北電力さんからのお話ということになっております。リニューアブル・ジャパン株式会社さんからは、特に今のところ料金改定のご案内は来ておりませんが、1月1日、まず契約更新ということになりますので、今後そういうふうな情報等、収集に努めていきたいと考えております。

あと、町の施設の、先ほど言いました高压電力を新電力事業者と締結していますけれども、低压電力に係る施設については東北電力さんと契約を結んでいるという状況になります。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 二転三転、この契約先が変わっているようではございますけれども、何%ぐらいやっぱり民間の電力、東北電力以外と契約した場合、今までその使用料を出したのですか。

議長 総務課長。

総務課長 割合の部分、東北電力さんと、それ以外の新電力事業者さんとの契約の割合ということの質問でよろしいでしょうか。

(いや、どのぐらい安くなったのかの声)

総務課長 失礼いたしました。切替えの段階では、まず平成26年4月時点でのお話になりますけれども、年間削減率は4.4%、金額にして約150万円というふうな形での、当初の契約時点ではそのような形になっております。その後東北電力さんからも、うちのほうが東北電力さんとは低压電力の契約をしていると、高压電力についても東北電力さんのほうで提案をして、安くできるというふうな話をこちらのほうにされた経緯もありまして、実際に見積り合わせを行いましたけれども、最終的にみらい電力さんのほうが安かったということで、その時点、いつ、何年かというのはちょっと……2年ほど前ですね、それを行いまして、実際電力さんとみらい電力さんを比較しても、その段階でもみらい電力さんのほうが電気料が安くなるということで契約を継続しているものです。

ちなみに、その時点の数値は今は持ち合わせておりませんので、金額等はちょっと提示できませんけれども、ご理解いただければと思います。

議長 早川久衛君。

9番 大体分かりました。しかしながら、年間70億ぐらいの予算規模で町を運営している西和賀町で、100万円、150万円安くて、そういうふうな民間の電力会社から買い取って、不安定な、心配なようなというのは、ちょっと我々には考えられませんが、あまり東北電力だっている気持ちにはなっていないでしょう。

議長 今のは質問ですか。

9番 もちろん質問です。当局では、それで十分満足しているのか。

議長 暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時41分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

内記町長。

町長 私から、先ほどご質問いただきました電気の購入に係る件についてご回答させていただきたいと思います。

これまでの契約につきましては、担当課長からご説明させていただいたとおりでございますけれども、国のほうの電力の自由化に伴いまして、安定的供給を前提としながらも、より消費者にとりまして有利な契約をとというような電気供給がなされた中で、より行政にとりまして効率的な調達ということで、そういう選択をさせていただいた経緯だというふうに私理解しておりますので、その点ご了解いただければありがたいと思います。

ただ、やはりこういう世界情勢になりまして、本当に基本インフラに関わる電力について、公共施設として安定的な調達をしていく上では、いろいろな状況を見ながら今後も対応していかなければならないものと理解しております。そういう対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第3号 令和4年度西和賀町一般会計補

正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第4号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,163万8,000円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページをお開きください。1款1項1目一般管理費18万7,000円の増額は、制度改正に伴い、現在使用している事業実績報告書作成システムの改修に要する経費を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目保険給付費等交付金18万7,000円の増額は、歳出で説明しました事業実績報告書作成システム改修に要する経費の財源となるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第4号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第5号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第5号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,193万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金38万9,000円の増額は、令和3年度決算の確定を受け、今後の後期高齢者医療広域連合納付金

に対応するため、後期高齢者医療保険料負担金を増額するものです。

3款2項1目他会計繰出金1万円の増額についても、令和3年度決算の確定に伴い、一般会計繰入金の超過受入れ分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。4款1項1目繰越金39万9,000円の増額は、令和3年度決算の確定に伴い増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第5号 令和4年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第6号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第6号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。



1 ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,939万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億202万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款2項1目賦課徴収費5万5,000円の減額、2款2項1目包括的支援事業費21万6,000円の増額は、人事異動に伴い、人件費を調整するものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金1,902万2,000円の増額は、令和2年度決算の確定を受けて、今後の介護給付費に対応するため基金積立てをするものです。

8ページを御覧ください。7款1項2目償還金1,304万7,000円の増額は、令和3年度の介護給付費等の確定に伴う受入れ超過分の返還金であり、国、県、支払い基金へ返還するものです。

7款2項1目一般会計繰入金716万8,000円の増額についても、令和3年度の決算の確定に伴い、一般会計繰入金の受入れ超過分を一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをお開きください。7款1項1目一般会計繰入金16万1,000円の増額は、歳出で説明しました賦課徴収費及び包括的支援事業費の人件費の財源とするものです。

8款1項1目繰越金3,923万7,000円の増額は、令和3年度決算の確定に伴い増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第6号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第7号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第7号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,279万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款2項1目公共下水道施設管理費、湯田地区分、10節需用費、光熱水費については、湯田浄化センター等の電気料金に不足が見込まれることから、191万6,000円を増額するものです。同

じく沢内地区分、10節需用費、修繕費については、沢内浄化センターの電動シャッター、脱水機用の凝集混和タンク水位計に不具合があり、その修繕料として70万6,000円の増額、14節工事請負費については、西和賀さわうち病院医師住宅新築に伴う公共柵設置工事費として36万6,000円の増額、合わせて107万2,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。7款1項1目繰越金298万8,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第7号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第8号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第8号

令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,448万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款2項1目施設管理費、10節需用費、修繕料については、マンホール周辺の摩耗した2か所の舗装復旧のため35万9,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。5款1項1目繰越金35万9,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第8号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第9号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第9号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,147万円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。1款1項1目温泉施設管理費、10節需用費、光熱水費277万6,000円の増額は、資源エネルギー等の高騰により電気料の価格が上昇しており、公共温泉の源泉等に関わる電気料について、今後不足が見込まれることから増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目一般会計繰入金58万8,000円、4款1項1目繰越金218万8,000円をそれぞれ増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。  
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

す。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第9号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第10号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第10号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的支出の医業費用について、給与費及び経費合わせて708万6,000円を増額し、収益的支出の総額を10億568万4,000円とするものです。

収益的収入については、医業収入のうち公衆衛生活動収益の増額、医業外収益のうち県補助金の増額と他会計補助金の減額により、収益的支出と同額の708万6,000円を増額し、収益的収入の総額を9億3,874万6,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、私のほうから補正予算の詳細について説明いたします。

1ページ目をお開きください。第1条では、

令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるとし、第2条では収益的収支予算の予定額の補正を行うものです。第3条は、給与費補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改正を行うものです。第4条は、収益的収支予算に関わる一般会計からの補助金の減額に伴い、額の改正を行うものです。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について収益的支出から説明いたします。6ページをお開きください。1款1項1目の給与費619万5,000円の増額は、会計年度任用職員として勤務していた医科医師の正規採用に伴い、給与及び手当、法定福利費等の精査による増額と、新たに会計年度任用職員として任用することとなった看護師1名分の給与費、手当等の増額を、また新型コロナワクチン集団接種に係る各種職種の時給外勤務手当等の増額を行うものです。

7ページを御覧ください。3目経費の10節修繕費38万5,000円の増額は、医療機器修繕として個人用透析装置及び乳房エックス線撮影装置の修繕費16万7,000円の増額、病院施設修繕として医療ガス用の天つりホース交換と融雪ポンプの部品交換費21万8,000円を増額するものです。14節委託料50万6,000円の増額は、当初予算に計上しております旧病院オイル地下タンク廃止業務において、当初水による処理を計画していたところでしたが、西和賀消防署より当地区では砂による処理でなければ許可が下りないとの指導があったことから、再度業務内容等の精査を行い、当該業務委託料を増額するものです。

5ページをお開きください。収益的収入については、1款1項3目2節の公衆衛生活動収益として4回目の新型コロナウイルスワクチン接種委託料19万9,000円の増額、1款2項6目1節県補助金として新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業補助金1,386万8,000円の増額、同じく2目1節他会計補助金、一般会計か

らの補助金877万2,000円を減額し、補正予定額の総額を収益的支出と同額の708万6,000円とするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

すみません。先ほど4回目の新型コロナウイルスワクチン接種委託料19万9,000円と申しましたが、199万円の増額でございます。申し訳ございません。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第10号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、議案第11号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第11号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条では、令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算（第2

号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について既決予定額3億9,268万3,000円に83万7,000円を増額し、水道事業費用総額を3億9,352万円にしようとするものです。

それでは、収益的支出の補正予定額の内容について説明いたします。5ページをお開きください。1款1項1目原水及び浄水費、備消耗品費は水道施設巡回車のスタッドレスタイヤ購入費として7万1,000円、修繕費は中部浄水場と湯川浄水場に配置してあるハンドガイド2台分の修繕料として76万6,000円をそれぞれ増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第11号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

ここで、明日から始まる決算審査特別委員会の審査方法について、決算審査特別委員会の委員長より、町民の皆様にも周知してほしい旨の依頼がありましたので、お知らせいたしたいと思

います。

今年度の審査も昨年と同様に課ごとにあらかじめ審査時間を設定し、審査を行うことにしております。したがって、各課とも審査が始まる前に担当課長より所管する事業が決算書の何ページのどこの科目にあるのか簡単に説明していただき、それら事業の財源等について説明が必要な場合は、そのことも併せて説明していただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

なお、具体的な審査方法については、一般会計については各課で用意していただく担当課ごとの決算書により審査を行います。説明が長時間に及ぶ場合は、あらかじめ資料を提出していただいても結構であります。

また、決算審査特別委員会における答弁については、課長代理級まで答弁できることとします。

なお、本会議同様決算審査も告知端末放送を行いますので、お知らせします。

以上、このたびの決算審査特別委員会の審査方法について町民の皆様にもお知らせいたしました。委員の皆様には会期日程に従って会期内に審査を終了するよう特に望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 零時13分 散 会